

○愛知淑徳大学卒業延期制度に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、愛知淑徳大学（以下、「本学」という。）学部4年次に在籍する学生のうち、卒業要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、在学を認める制度（以下、「卒業延期制度」という。）に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 卒業延期制度の対象となる学生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 愛知淑徳大学学則（以下、「学則」という。）に規定する卒業の要件を満たすこと。
- (2) 引き続き在学することにより、在学年数が学則に規定する年数を超えないこと。
- (3) 申請時において当該年度の授業料等の学納金（以下、「学納金」という。）を滞納していないこと。

(手続き及び許可)

第3条 前条の要件を満たし卒業延期制度の適用を希望する者は、本来卒業すべき年度（すでに卒業延期制度の適用を受けた者にあつては、延長後の在学期間が終了する年度）の所定の期日までに卒業延期願を提出し、所属する学部の教授会の承認を得なければならない。

- 2 学長は、前項により卒業の延期が承認された者（以下、「卒業延期者」という。）について在学延長を許可し、卒業延期許可通知書を交付する。

(在学の延長)

第4条 在学を延長することができる期間は、最長1年とする。

- 2 半年の在学延長を許可された者が、引き続き卒業延期制度の適用を希望するときは、所定の手続きを経てさらに半年、在学を延長することができる。

(授業科目の履修)

第5条 原則として半期10単位の範囲内で授業科目を履修することができる。

(学納金)

第6条 学納金の額は、本学学納金等納入規程に定めるところによる。

(卒業の時期)

第7条 卒業時期は、卒業延期期間が満了する年度の3月末日又は9月末日とする。

(休学の取り扱い)

第8条 卒業延期期間中の休学は認めない。

(辞退)

第9条 事情により卒業延期を辞退する者は、所定の期日までに卒業延期辞退届を提出しなければならない。

(取消し)

第10条 学長は、卒業延期者が以下のいずれかに該当する場合には、卒業延期の許可を取り消すものとする。

(1) 前条に規定する卒業延期辞退届を提出した場合

(2) 所定の期間内に第6条に規定する額の学納金を納付しなかった場合

(事務)

第11条 卒業延期制度に関する事務は、学生事務室・教学事務室が行う。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成22年12月1日から施行する。